

再生可能エネルギー

vol.3

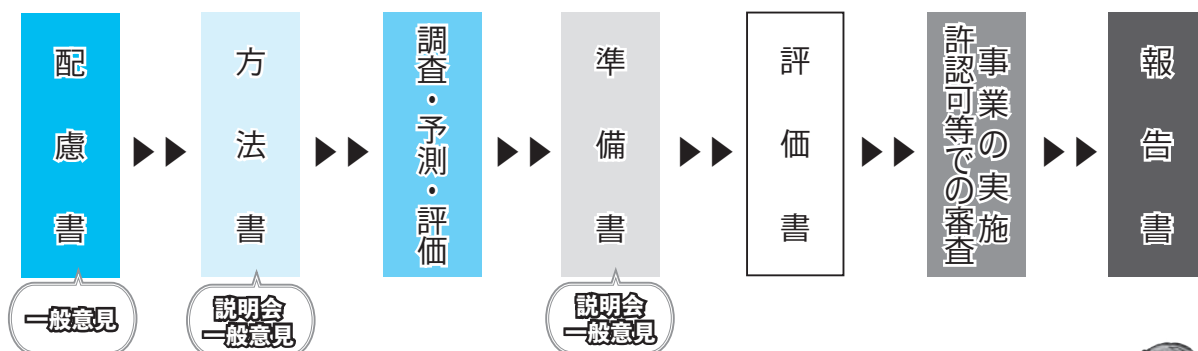


前回までに「再エネ海域利用法」と「法定協議会」の話をしたね。
今回は各種調査の「環境影響評価（環境アセスメント）」について紹介をするよ！

環境影響評価（環境アセスメント）とは？

道路や発電所など大規模な開発事業などを実施する際に、それぞれの事業者が、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいいます。

手続きは、配慮書から報告書まで段階に分けて行われ、配慮書では一般(住民等)意見の受付、方法書および準備書では、一般の方々の理解促進のため説明会が開催され、同じく一般意見の受付も行われ、住民の皆様の意見を聴く制度となっています。



計画する事業者がそれぞれ手続きをするのね。島牧村の沖では複数の事業者が配慮書まで実施しているようだけど、実際の調査はこれからなのね。



【用語の説明】

配慮書	既存情報から環境に配慮すべき項目を検討して予測・評価したもの
方法書	どの項目を、どのような方法で調査・予測・評価するか計画を示したもの
調査・予測・評価	方法書に基づき、調査・予測・評価を実施
準備書	調査・予測・評価の結果を示し、環境保全に関する事業者見解を纏めたもの
評価書	準備書に対する有識者からの意見を踏まえて、準備書の内容を修正したもの
許認可等での審査	評価書に従っているか工事計画で審査される
報告書	工事中に実施した調査や環境保全対策を纏めたもの



説明を聴いたり、意見したりして島牧村のことをみんなで考えて、環境にどのような配慮が必要か理解するために調査するんだよ。

シマくんありがとう！環境影響評価のことは理解できたわ！次も楽しみにしてるね♪



次回の広報しままき5月号でも引き続き「各種調査」について解説します。